

登録環境団体について

エコポリスセンターでは環境保全のために行動できる人づくりや環境団体づくりを目指し、自主的な活動をしている団体を支援しています。

登録環境団体には講座の企画や保育園や小中学校等への出前講座など、エコポリスセンターの事業にも積極的にご協力いただき、協働で事業を実施しています。

【登録環境団体にご提供しているサービス】

- ①施設利用料の減免・環境研修室・環境工作室の貸し出し
環境に関する活動や、活動に関わる打合せでエコポリスセンターの施設を利用する時に適用
- ②当館施設の予約時期の優遇措置
利用月 3ヶ月前から優先予約可（※一般団体は利用月 2ヶ月前から）
- ③エコポリスセンター館内のコミュニティスペース(3階)の優先使用权
- ④エコポリスセンター館内の登録環境団体活動用の掲示板・展示スペース・チラシスタンドの使用権
チラシは環境情報資料室内にも閲覧用として配架します。
- ⑤エコポリスセンター館内で催されるイベントなどへのお声かけ
- ⑥エコポリスセンター館内で発行される登録環境団体ハンドブックへの掲載
ハンドブックは館内配布とし、環境情報資料室では閲覧用を配架します。ホームページ上にも掲載します。
- ⑦エコポリスセンターホームページ上での団体名の紹介
- ⑧年 4 回ほど行われる環境活動連絡会（団体同士の相互交流や情報交換）への参加

■登録できる団体

- ア)主として環境保全に関する活動を継続的又は定期的に行っていること
- イ)活動拠点が区内にあること
- ウ)代表者が区内在住・在勤・在学のいずれかを満たしていること
- エ)構成員が 5 名以上であり、かつ、その半数以上の者が区内在住・在勤・在学であること

■登録に必要な書類 ……4 点

【所定の書式:①】

- ①別記第 1 号様式 エコポリスセンター会員登録申請書(団体)

【任意の書式:②～④】

- ②団体規約
- ③会員名簿
- ④前年度又は当該年度活動実績

■登録申請

上記 4 点をエコポリスセンター1 階環境情報資料室窓口にご提出ください。

※①の「別記第 1 号様式エコポリスセンター会員登録申請書(団体)」につきましては、エコポリスセンター1 階環境情報資料室の窓口でお渡ししています。エコポリスセンターホームページからもダウンロードできます。

※団体登録の有効期間は、登録をした日の属する年度の 3 月末日までです。以降も継続される場合は更新手続きが年

度ごとに必要となります。

※貸施設をご利用になる場合は、別途「板橋区 公共施設予約システム(ITA-リザーブ)」への利用者登録が必要です。この利用者登録申請書は環境情報資料室窓口にて配布しています。お手続き時には代表者がご来館いただき、代表者および区内在住・在勤・在学の構成員 1 名、計 2 名の住所確認書類の提示が必要です。詳しくはお問い合わせください。

■登録申請書類の受付時間(登録完了は後日になります)

エコポリスセンター開館日の 9:00 から 17:00 まで

休館日:毎月第 3 月曜日(休日の場合は直後の平日)・12 月 28 日～1 月 3 日

板橋区立エコポリスセンター

住所:〒174-0063 東京都板橋区前野町 4-6-1

電話:03-5970-5001 FAX:03-5970-2255

Eメール: info@itbs-ecopo.jp